

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	富士山観光振興グループ
契約締結年月日	令和8年4月1日
契約者名	一般社団法人 富士の国やまなし通訳案内士会
契約名	自然解説業務委託
契約金額 (税込み)	18,536,095円
随意契約理由	<p>本業務は、富士山五合目周辺において自然解説や自然保護の啓発等を行うものである。令和7年度から、日本語だけでなく、インバウンド需要への対応として多言語での自然解説を行っている。</p> <p>自然解説業務を実施する解説員は、①山梨県自然監視員、自然公園指導員、自然観察指導員又はその他の経験などにより、富士山の自然等について解説に必要な知見を十分有していること、②多言語（日本語・英語。中国語もできることが望ましい。）で解説可能な能力、経験を十分有していることが求められる。また受託者は、③上述（①②）の条件を満たした人員を配置できる体制を有していることが求められる。</p> <p>一般社団法人 富士の国やまなし通訳案内士会は、昨年まで、①自然解説員として勤務していた者が複数在籍している上、過去5年以上、富士山五合目において②多言語（日・英・中）でのインフォメーション業務の実務を担っており、山梨県や富士山周辺の地域に関する深い知識と豊富な経験を持って質の高いサービスを提供できる法人である。また、③通訳案内士が48名在籍し、インバウンド向けに車椅子ユーザーの樹海散策ツアーや富士山遊覧飛行ヘリツアーを実施するといった高い通訳案内能力を備えている。加えて、地元在住の通訳案内士が在籍しているため、緊急時にも対応する事が可能である。このとおり、①～③の要件をすべて満たしており、一般社団法人 富士の国やまなし通訳案内士会に以外に要件</p>

	<p>を満たす事業者はない。なお、富士五湖周辺のインバウンド需要の高まりから、多言語で対応可能な人員は売り手市場であり人件費が高騰しているが、同法人は本業務の対応が可能であることを確認している。</p> <p>以上より、本契約については、その性質上、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、また、山梨県財務規則第137条第3項の規定により見積合わせを省略することとし、支出負担限度額範囲内の適正な価格で一般社団法人 富士の国やまなし通訳案内士会と随意契約を行う。</p>
<p>随意契約の適用条項</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>山梨県財務規則第137条第3項</p>